

大山町国民健康保険大山口診療所
通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション
事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、大山町が開設する、大山町国民健康保険大山口診療所（以下、「事業所」という。）が行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員および管理運営に関する事項を定めることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 事業は、利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、リハビリテーションを行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下、「通所リハビリテーション等」という。）の提供にあたっては、利用者の要介護状態又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止、更にはその予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 通所リハビリテーション等の提供にあたっては、事業所は自らその質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 通所リハビリテーション等の提供にあたっては、医師の指示並びに通所リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画（以下、「通所リハビリテーション計画等」という。）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。
- (4) 通所リハビリテーション等の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう説明を行う。
- (5) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 大山町国民健康保険大山口診療所
- (2) 所在地 鳥取県西伯郡大山町末長483番地3

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 医師 (常勤2人)
- 看護師 (常勤1人)
- 理学療法士 (常勤1人)
- 介護職員 (常勤2人)
- 事務職員 (常勤1人)

医師は、管理者として事業所に携わる従業者の総括管理と指導を行うとともに、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的管理を行う。

看護師・介護職員は、リハビリテーションに伴って必要な看護・介護及び援助を行う。

理学療法士は、通所リハビリテーション計画等に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

事務職員は、運営上必要な事務、設備の管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

月曜日から金曜日

9時から10時20分、10時20分から11時40分、15時から16時20分

定休日 土曜日、日曜日、祝日、お盆、年末年始

(通所リハビリテーション等の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 事業所が行う通所リハビリテーション等の内容は、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応能力、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行う。

2 通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。その他、文書の複写や区域外交通費、おむつ代等は、利用料金表に掲載の料金により支払いを受ける。

3 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に当該サービスの内容及び費用について文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大山町の区域とする。

(事故発生の予防及び発生時の対応)

第9条 事業所及びその従業者は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に発生した場合、利用者に対し必要な措置を行う。

(業務継続計画の策定等)

第10条 事業所は、感染症拡大や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務改善計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行う。

(虐待の防止等)

第11条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に上げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知する。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束等)

第12条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者又はその他関係者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 従事者の資質の向上と業務体制を整備するために、計画的に研修の機会や定期会議を設けるものとする。

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏ら

してはならない。

- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、大山町条例・規則等に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 4 月 1 日改正

平成 29 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 3 月 1 日改正

令和 6 年 1 月 1 日改正

令和 6 年 2 月 1 日改正